

暮らしの*i*nformation

町内の各種グループ・サークルの催しなどをお知らせください
※掲載希望月の前月 10 日までに総合政策課企画振興室広報広聴係へ要連絡

納税だより

（町道民税・軽自動車税のこと（窓口⑧）住民税係 56-8003）
（税金の納付方法、納税相談（窓口⑨）納税係 56-8002）
（固定資産税のこと（窓口⑩）資産税係 56-8004）

【家屋を取り壊した方へ】

家屋に対する固定資産税（都市計画税）は、毎年 1 月 1 日現在に存在するものに課税されます。年の途中で家屋の全部または一部を取り壊したときは、翌年度から取り壊した部分について課税されません。家屋を取り壊したときは、速やかに税務課資産税係までご連絡ください。

なお、家屋を取り壊した後の土地の利用方法により、土地の固定資産税（都市計画税）が変わる場合があります。

【所得税の予定納税（第 1 期分）】

納期限は平成 29 年 7 月 31 日（月）です。
予定納税が必要な方には、6 月中旬に税務署から「予定納税額の通知書」が送付されています。

予定納税とは？

前年分の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が 15 万円以上の場合に、原則その 1/3 相当額をそれぞれ 7 月（第 1 期分）と 11 月（第 2 期分）に納付する制度です。

予定納税の減額申請・納付

廃業や業況不振などの理由により、平成 29 年 6 月 30 日の現況で、平成 29 年分申告納税見積額が税務署から通知された「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合に申請することができます。
予定納税額の納付は便利な振替納税を利用ください。
◇国税庁ホームページ www.nta.go.jp
◇俱知安税務署 ☎ 22-1192

【お気軽に納税相談を】

町税を納付できない、納付書の紛失など、納税に関する相談は随時受け付けていますので、お気軽に納税係（窓口⑨）へ連絡またはお越しください。

7 月 31 日（月）は固定資産税の第 2 期の納期限です。
納め忘れのないようよろしくお願いします。

募 集

みなみ保育所保育補助員

保育士の補助員として、保育担当者が不足したときの勤務です。「空いた時間に少し仕事がしたい」、「社会保険の対象にならない範囲で仕事したい」とお考えの方の応募をお待ちしています。

- 対象者／町内在住の保育・子育てに関心のある、20 歳以上の健康な方。子育て経験者歓迎（経験不問）
- 勤務内容／保育業務の補助
- 賃金／時給 8 4 0 円（経験・資格による）
- 勤務期間／年末年始・祝日を除く平日・土曜日
- 勤務時間／8 時～18 時までのうち数時間程度（応相談）

学習支援員の募集

- 職種／学習支援員（パート職員）
- ※町教育委員会にて採用
- 勤務地／町内の小・中学校で欠員が生じた学校
- 資格／教員免許（小学校・中学校・高校のいずれか）
- 申込方法／履歴書に所有教員免許・職歴などを記入の上、所有教員免許状の写しを添えて送付
- ※採用については欠員状況などによるため、必ず採用となるものではありません
- 町教育委員会学校教育課 ☎ 56—8 0 1 8

自衛官募集

○自衛官候補生

- 受験資格／18 歳以上 27 歳未満の男女
- 受付期間／通年
- 試験日／
- 【男子】
 - 第 2 回／8 月 26 日（出）、27 日（出）
 - 第 3 回／9 月 20 日（出）、26 日（出）
- 【女子】
 - 第 2 回／8 月 26 日（出）
 - 第 3 回／9 月 24 日（出）、25 日（出）

海上保安学校・大学校学生

- 待遇／入学金、授業料不要。入学と同時に国家公務員としての身分を付与。給与・ボナスを支給
- 申込方法／ホームページ参照 <http://www.kaiho.mhl.go.jp/ope/saiyou/bosyu.html>

岡小樽海上保安部管理課

☎ 0 1 3 4—27—6 1 1 8

海上保安学校

- 受験資格／平成 29 年 4 月 1 日で高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して 5 年を経過していない者。平成 30 年 3 月までに高等学校または中等教育学校を卒業見込みの者など

■試験日程／

- (1) 申込用紙配布開始日／6 月 14 日（水）
- (2) 受付期間／インターネット 7 月 18 日（火）～27 日（水）、郵送・持参 7 月 18 日（火）～20 日（水）
- (3) 一次試験／9 月 24 日（日）

海上保安大学校

- 受験資格／平成 29 年 4 月 1 日で高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して 2 年を経過していない者。平成 30 年 3 月までに高等学校または中等教育学校を卒業見込みの者など

■試験日程／

- (1) 申込用紙配布開始日／6 月 14 日（水）
- (2) 受付期間／インターネット 8 月 24 日（水）～9 月 4 日（月）、郵送・持参 8 月 24 日（水）～28 日（月）
- (3) 一次試験／10 月 28 日（土）、29 日（日）

国立宮古海上技術短期大学

国土交通省所管の学校で、優秀な船舶運航技術者の育成を目的とし、海と船をフィールドに学びます。卒業生は、海技資格における特典が付与され、海運界や、その関連産業を中心に幅広く活躍しています。

【オープンキャンパス開催】

■日程／7 月 1 日（土）、7 月 23 日（日）、

10 月 7 日（土）の 3 回

【入試案内】

- 選抜区分／A O 入試、指定校推薦入試、自己推薦入試、一般入試（多種多様な選抜方法があります）
- 国立宮古海上技術短期大学校 ☎ 0 1 9 3—62—5 3 1 6

開 催

硬式テニス初心者講習会

気軽に参加してください。ラケット貸出有※雨天中止、参加無料
随時会員も募集しています！

■日時・場所／

- ① 7 月 15 日（土）9 時～11 時・サンスポーツランドくつちゃん
- ② 7 月 18 日（火）13 時～15 時・しりべつ川リバーパーク
- 講師／①香川修、②野地茂

■講 師 ①香川修、②野地茂
■場 所 ①2 6 3 4（田村）、0 8 0—5 0 6 1—8 5 7 6（野地）

平成 29 年第 2 回くつちゃんフットパスウォーキング

■開催日時／7 月 8 日（土）、9 時（受付）、9 時 30 分（スタート）

■集合場所／風土館（北 6 東 7）

- 参加料／5 0 0 円（保険料代ほか）
- 参加年齢／小学生以上（小学校 3 年生以下は保護者同伴）
- 申込方法／氏名・所属団体（会社名・学校名（小学生は学年））を記載してメール（seibokuniku@pref.hokkaido.ac.jp）かファックス（22—0 9 0 5）で申込み

■主催／羊蹄を楽しむ隊
■岡振興局建設指導課 ☎ 23—1 3 7 5

北海道登別明日中等教育学校学校説明会

- 日時／7 月 29 日（土）14 時～15 時 30 分
- 場所／町文化福祉センター中ホール（南 3 東 4）
- 対象／後志地方在住の小学 6 年生の児童および保護者
- 説明内容／同校の教育活動の特徴、入学者選考について、学校諸納金について、寄宿舎での生活についてなど

■申込方法／6 月半ばより、ホームページ（<http://www.akebi.hokkaido-ced.jp/>）に申込用紙を掲載。必要事項を記入し、ファックス（0 1 4 3—85—0 3 5 3）にて申し込み
■北海道登別明日中等教育学校 ☎ 0 1 4 3—85—0 3 5 1

俱知安町戦没者追悼式

町内戦没者の偉勲をしのび、戦没者追悼式を開催します。

■日時／7 月 25 日（火）10 時～

■場所／ホテル第一会館（南 3 西 2）
■岡町福祉医療課少子高齢化対策室 ☎ 23—0 5 0 0

55 歳以上の方限定就職支援講習

- 観光サービス業を目指す 55 歳以上の、健康で働く意欲のある方への講習会を開催します。ホテル・旅館業の基本的な接遇マナーが中心の講習です。さらに参加者の就職支援も行います。（北海道労働局受託事業）
- 講習名／高齢者スキルアップ・就職促進事業 観光サービス講習

少年の主張後志地区大会

管内の中学生が、思いや考えたとなどについて意見を主張します。

■日時／7 月 28 日（金）13 時 30 分～

■場所／町文化福祉センター大ホール ※入場無料
■岡後志総合振興局環境生活課 ☎ 23—1 3 5 1

フリーマーケットの開催

子どもから大人までが楽しめます。ぜひお越しください。

■日時／8 月 5 日（土）11 時～15 時

■場所／後志労働福祉センター
■岡ワタナベ ☎ 22—5 7 6 6（17 時以降）

留学生との文化交流

アメリカ人留学生との折紙文化交流と農家直送マーケットを開催します。※入場無料、折紙イベントのみ

対象者3歳～高校生

■開催日時／7月16日(月)10時～16時
(予約の必要なイベントもありま
すので、詳細は左記へ要確認)

■場所／ECCジュニア倶知安教室
■北代 ☎ 25―4341

周知

医療費受給者証の更新

「重度心身障害者」、「母子家庭等」
の各医療受給者証の有効期限は、7
月31日(月)です。現在受給中の方の資
格要件を確認し、更新になる方には
8月からの受給者証を、更新できな
い方には通知文を7月末までに送付
します。なお、受給資格は平成28年
中の所得で認定します。同27年中の
所得が基準額を超えていたため助成
を受けていない方で、同28年中の所
得が基準額に満たない方は要申請。
■町福祉医療課国保医療係(③番窓
口) ☎ 56―8006

黄色封筒が届いた方へ(年金)

老齢基礎年金の受給に必要な期間
(受給資格期間)が25年から10年に
短縮されました。日本年金機構では、
これまでに対象となる方に黄色の封
筒(A4サイズ)を送付しています。
制度の開始は、平成29年8月1日
(最も早い年金の支払いは平成29年
10月)です。まだ請求手続きをして
いない方は、今すぐねんきんダイヤ
ルに電話をし、予約後に年金事務所
にて手続きを行ってください。
また、小樽年金事務所の無料年金
相談もご利用ください。(暮らしの

消防署からのお知らせ

熱中症に注意しましょう！

夏に向けて熱中症になる人が増え
てきます。熱中症とは室温や気温が
高い中で作業や運動により、体内
の水分や塩分などのバランスが崩
れ、体温の調節機能が働かなくなり、
体温上昇、めまい、体がだるいなど
様々な症状をおこす病気です。家
の中でじっとしていても室温や湿度
が高いために、熱中症になる場合が
あるので注意が必要です。

熱中症になる前にこまめに水分補
給をしたり、外出する際には日よけ
対策などをし、適度な休憩をしながら
涼しい格好で活動しましょう
■羊蹄山ろく消防組合倶知安消防署
広報係 ☎ 22―1089

5月末までの災害出動状況		
	平成29年	平成28年
火災	8件	5件
救急	406件	407件
救助	9件	15件
その他	86件	25件

カレンダーに日程が載っています)

■ねんきんダイヤル ☎ 0570―05
―1165、無料年金相談 ☎ 01
34―65―5002

児童手当現況届の提出

児童手当の現況届は6月以降の児
童手当受給を決める届出です。
手続きが済んでいない方は、現況
届出用紙に必要事項を記入し、関係
書類を添付の上、速やかに提出くだ
さい。なお、届出用紙一式は6月初
旬に発送しており、6月30日が提出
期限です。用紙が届いていない方や
不明な点がある方は、お手数ですが
ご連絡ください。

■提出するもの

①現況届

②受給者の健康保険被保険者証の写し
③平成29年1月1日に倶知安町に住
民登録がなかった方は前住所地で
の平成29年度所得証明書(請求者
と配偶者の2名分)

④印鑑

※その他必要に応じて提出する書類
があります

■町福祉医療課少子高齢化対策室
福祉係 ☎ 23―0500

漁港での遊泳禁止

漁業者と遊泳者とのトラブル防止
のため、条例により、道内の全漁港
の指定区域で、遊泳や潜水、入水し
釣りをすることが禁止になりました。
違反すると、5万円以下の罰金
に処されることがあります。
■道庁漁港漁村課 ☎ 011―204
―5475

まちの事件簿―地域安全ニュース

主な事件

▽傷害事件の発生／交際している男
女間での傷害事件がありました
▽オートバイ盗事件の発生／団地に
駐輪していたオートバイが盗まれ
る事件がありました

▽自転車盗事件の発生／スーパー前
に駐輪していた自転車被盗まれる
事件がありました

交通事故

▽5月8日、十字路交差点において、
赤信号を見落として交差点に進入し
たため、右方から来た車両と出会い
頭衝突する事故が発生しました
▽5月31日、国道の直線路において、
信号停止中の車両に、前方不注意の
ため追突する事故が発生しました

一般家庭に「法務局
管轄支局訴訟管理事
務センター」と記載
された不審なはがき
が届いています。こ
のような機関は存
在しません。架空請
求詐欺の被害に遭い
ますので、電話はか
けないでください。

5月末までの 町内交通事故発生状況		
	平成29年	平成28年
人身	10件	12件
物損	262件	322件
死者	0名	0名

消費者コーナー

倶知安消費者協会

倶知安消費者大会のご案内

■日時／7月21日(金)10時開会
■場所／町文化福祉センター中ホール
■講演／「知るとニュースが面白くなる法
律について」
■講師／札幌消費者協会
会長 高橋 幸一 氏

講師の高橋さんは、元裁判所判事の経験
から、私たちの生活が法律により、どう守
られていくのかを皆さんにわかりやすく話
してくださいます。お気軽にご参加くださ
い。

■消費生活相談室(公民館1階団体室)
■月・水・金曜日 10時～15時
☎ 23―1522

北海道日本ハムファイターズ 読書促進全道キャンペーン

○夏休み期間中に、目標冊数(1・
2年生／10冊、3・4年生／8冊
5・6年生／6冊)に達する本を
読み、読書通帳を絵本館および公
民館図書室に提出するとファイ
ターズの試合に招待

○試合を見に行けない場合はロゴ入
りシャープペンシルをプレゼント

■対象／小学生

■実施期間／7月24日(月)～8月20日(月)
■町公民館 ☎ 22―0230

野犬掃討を実施

人や他の動物への危害防止のた
め、7月1日～9月30日の期間で野
犬掃討(放たれている犬も対象)を
実施します。愛犬が対象とならない
よう、次のことを守りましょう。
①放し飼いなど、逃げ出せる環境で
犬を飼育しない

犬を飼育しない

7月18日(金)発売!!

1枚300円

この宝くじの収益金は市町村の明るく
住みよいまちづくりに使われます

※宝くじの取扱いにはご注意ください

サマージャンボ宝くじ

6ページ目観光振興関連▼地域お
こし協力隊事業の文中、「カードゲー
ムの開発」は「カードゲームイベン
トの開催」の誤りです。

訂正してお詫び申し上げます。

■町議会事務局 ☎ 56―8016

議会広報6月号訂正とお詫び

②散歩の際は必ずリードを装着する
③犬の登録、狂犬病予防注射を行い、
登録鑑札票、予防注射済票を首輪
につける
④犬がいなくなった時にはすぐに役
場に連絡する
⑤犬が戻った時の連絡も忘れずに
■町住民環境課環境対策室地域衛生
係 ☎ 56―8008

Q. 会社での長時間労働が原因で、不眠症になりました。神経科
に通いながら勤務を続けましたが、症状が悪化し、ついにつつ病
になりました。会社に対し損害賠償を請求したいと考えています。
ただ、神経科で治療していることを、会社に言い出せませんでした。
損害賠償額が減額されるのではないのでしょうか。

A. 精神の状態に関する情報を上司に申告したくない気持ちには
無理からぬところがあります。実際の裁判で、うつ病の原因が過
重労働にある場合でも、受診を黙っていたせいで会社側の対処が
遅れたという理由で、損害賠償額が減額されるかどうかが争われ
たケースがあります。

最高裁では、その従業員が、体調不良を伝えたり、欠勤を繰り
返したり、業務量を減らすことを申し出ていることを認めた上で、
会社としては、そのような状態が過重な業務によって生じている
ことを認識できたのであり、状態悪化を防ぐための措置をとるこ
とが可能であり、受診歴などを黙っていたことを理由に損害賠償
を減額することはできないと判断されました。

そのケースでは、従業員が、会議中に放心状態になったり、同
僚から見ても、仕事を円滑にできる状態でなかったことなど、精
神不調を判断できる材料に事欠かなかったようです。「本人が黙っ
ていたから」という言い訳が許されないと判断された、参考ケー
スとしてご紹介します。使用者としては、必ずしも従業員からの
自己申告がなくても、その健康にかかわる労働環境に十分に注意
を払うべきといえるでしょう。



岩内ひまわり
基金法律事務所
弁護士古宮 靖子
☎ 0135-61-4777
FAX 0135-61-4888

過重労働によるうつ病で 神経科通院などを秘密に していた事案

ごめいふくをお祈りします

6月15日(木)までに住民環境課住民係へ
届け出があったもので、承諾を受けた内容
について掲載しています。

人の動き		平成29年5月末現在
人	口	15,369人(前月比 -204)
	男	7,752人(前月比 -105)
	女	7,617人(前月比 -99)
世帯数	8,027世帯(前月比 -197)	
うち外国籍住民	598人(前月比 -189)	